

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮 城 県 加 美 町

1 促進計画の区域

別紙促進計画区域図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧中新田町地域

(1) 現況

本地域は、町の東部に位置し、中心部は商業地、住宅地、工業団地等により市街地が形成されている。その南東部には平坦な農用地が広がり、肥沃な土壌と豊富な水に恵まれ、稲作を基幹とした複合経営が展開されている。また、地域の北西部は急傾斜地域となっており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧小野田町地域

(1) 現況

本地域は、町の西部に位置し、地域の中央を西から東に一級河川鳴瀬川が貫流し、豊富な水資源と肥沃な土壌に恵まれている。基幹産業は稲作を中心とした農業であり、畜産業等との複合経営が展開されている。地域の西部は急傾斜地域となっており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧宮崎町地域

(1) 現況

本地域は、町の北西部に位置し、鳴瀬川水系田川により拓けた豊富な水資源と肥沃な農地に恵まれた水田地帯で、農業を基幹産業とした複合経営が展開されている。地域の北部及び西部は急傾斜地域となっており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧中新田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	旧小野田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
③	旧宮崎町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり町長が定める事項は別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された加美町全域。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 宮城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、加美町水田農業ビジョンに定められた担い手農家の基準など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

土地改良通年施行の扱い

(1) 土地改良通年施行の扱い等

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(a) 当該年度の6月30日（平成27年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(b) 当該年度内に事業が終了すること。

(c) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア) の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(a) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る）

(b) 客土事業

(c) その他土地改良事業等のうち (a) 又は(b)に該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

イの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合の農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地に変更があっても、当該農用地を平成31年度まで交付金の交付対象とすることができる。